

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川遊園スポーツハウス増築及び大規模改修工事監理業務委託	No.5100068
工（納）期	令和9年3月31日	
契約締結日	令和7年6月2日	
契約金額	53,900,000円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社土屋建築研究所 (法人番号3011101013151)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件 名	荒川遊園スポーツハウス増築及び大規模改修工事監理業務委託
指名業者 (案)	名 称 株式会社土屋建築研究所 所在地 東京都新宿区西新宿六丁目14番1号新宿 グリーンタワービル21階 代表者 代表取締役 土屋 正
特命理由	本件は、荒川遊園スポーツハウス増築及び大規模改修工事における、工事監理業務を委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課において検討したところ、 上記業者は、荒川遊園スポーツハウス増築及び大規模改修工事に係る基本・実施設計業務を受託しており、その履行状況も良好であった。 工事の目的及び内容を細部にわたり熟知していることから、本件の工事監理業務においても、設計内容に基づく工事請負業者への設計意図の伝達や工事内容の指導伝達等、円滑で確実な履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)